

## 第一号議案

大分県立中学校学則の一部改正について

大分県立中学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県立中学校学則の一部を改正する規則

大分県立中学校学則（平成十八年大分県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「転学等」を「転学、休学等」に、「入学選抜手数料」を「入学者選抜手数料」に改める。

第二条の表を次のように改める。

名 称	定 員		
	第一学年	第二学年	第三学年
大分県立大分豊府中学校	一二〇人	一二〇人	一二〇人
大分県立学びヶ丘中学校	―	―	―
			計
			三六〇人
			―

備考 大分県立学びヶ丘中学校の生徒の定員は、定めのないものとする。

「第五章 入学、退学、転学等」を「第五章 入学、退学、転学、休学等」に改める。

第十二条中「保護者」の下に「（入学を許可された者が成年者である場合は、その者。以下この条において同じ。）」を、「第二号様式」の下に「又は第二号様式の二」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、大分県立学びヶ丘中学校に入学を許可された者の保護者は、住民票記載事項証明書提出を要しないものとする。

第十四条の次に次の三条を加える。

(休学)

第十四条の二 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学をしようとする大分県立学びヶ丘中学校の生徒（生徒が入学を許可された時に未成年者である場合は、その保護者。第四項及び次条から第十五条までにおいて同じ。）は、休学願（第四号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。

4 校長は、引き続き休学をしようとする生徒が第一項に定める手続を行ったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。

5 校長は、必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、休学の期間を通算して二年を超えて延長することができる。

6 校長は、前三項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない生徒については、これを除籍するものとする。

(休学の取消し)

第十四条の三 休学の許可を受けた後三月以内にその事由が消滅したときは、生徒は、休学取消願（第五号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、休学を取り消すことができる。

(復学)

第十四条の四 休学中の者で、休学の事由が消滅し、復学をしようとする生徒は、復学願（第六号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、復学を許可するものとする。

第十五条第一項中「の保護者」を削り、「第四号様式」を「第七号様式」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「退学願を受けた場合において、その」を加える。

第十六条中「伝染病」を「感染症」に改める。  
第二号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式のと2(第1号案関係)

誓 約 書

年 月 日

大分県立宇佐ヶ丘中学校長 殿

生徒 住 氏 所 名 印

私は、教育方針に従い、諸規則を堅く守るとともに、学業に専心することを誓います。

注 氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第四号様式中「第4号様式」を「第7号様式」に、「第5号様式」を「第3号様式」に改め、同様式を第七号様式とし、第三号様式の次に次の三様式を加える。

第4号様式(第14条の2関係)

休 学 願

年 月 日

大分県立学びヶ丘中学校長 殿

生徒 保護者 氏 名

下記のとおり休学したい(させたい)ので、許可願います。

記

期 間 年 月 日から  
年 月 日まで  
事 由

第5号様式(第14条の3関係)

休 学 取 消 願

年 月 日

大分県立学びヶ丘中学校長 殿

生徒氏名  
保護者氏名

年 月 日から 年 月 日のため休学しておりましたが、下記のとおりその事由が消滅したので、休学の取消しをお願いします。

記

期 日 年 月 日

事 由

第6号様式(第14条の4関係)

復 学 願

年 月 日

大分県立学びヶ丘中学校校長 殿

生徒氏名  
保護者氏名

年 月 日から 年 月 日のため休学しておりましたが、下記のとおり復学したい(させたい)ので、許可願います。

記

期 日 年 月 日

亭 由

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

提案理由

県立学びヶ丘中学校を設置することに伴い、同校の運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他所要の改正を行いたいので提案する。

# 大分県立中学校学則の一部改正について（概要）

## 改正理由

県立夜間中学（県立学びヶ丘中学校）を設置することに伴い、同校の運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他所要の改正を行うため。

## 主な改正内容

### 1 名称及び定員（第2条関係）

- 第2条の表に「大分県立学びヶ丘中学校」を追加
- 表内の定員欄は「－」とし、注書きで「学びヶ丘中学校の生徒の定員は定めない」旨を明記

### 2 学びヶ丘中学校の入学手続に係る規定の改正（第12条及び第2号様式の2関係）

- 入学手続として必要な「誓約書」の提出者：①入学を許可された生徒の保護者  
②入学を許可された生徒が成年者の場合は本人  
→②用の誓約書として新たな様式（第2号様式の2）を追加  
第2号様式 ……大分豊府中入学者及び学びヶ丘中入学者（未成年者）が使用  
第2号様式の2 ……学びヶ丘中入学者（成年者）が使用
- 学びヶ丘中への入学手続においては、誓約書提出時に住民票は不要（入学願書と一緒に提出済み）

### 3 休学、休学取消し、復学（第14条の2～第14条の4及び第4号～第6号様式関係）

- 義務教育未修了者等の義務教育段階の学び直しを希望する方に就学機会を提供する学校である学びヶ丘中学校においては、下記理由により休学制度を設ける  
<理由>
  - ①学習意欲の維持⇒長期欠席が退学につながることを防ぎ、生徒の学びの継続を支援
  - ②多様なニーズへの対応⇒夜間中学生徒が抱える事情（仕事、病気、介護等）に柔軟に対応
- 既存の高等学校学則、特別支援学校学則にある「休学」「休学取消し」「復学」と同様に規定  
休学：3月以上1年以内、手続により原則通算2年まで延長可能  
休学取消し：休学許可後3月以内に事由が消滅した場合  
復学：休学事由が消滅し、復学する場合
- 手続者：休学等しようとする生徒本人  
(当該生徒が入学許可時点で未成年者の場合はその保護者)

### 4 退学願の文言改正（第15条及び第7号様式関係）

- 様式中の「退学させたい」を「退学したい（させたい）」に文言改正  
※退学する生徒が願い出る（当該生徒が入学許可時点で未成年者の場合はその保護者）

## 施行期日

令和7年10月1日（学校設置日と同日）

○ 大分県立中学校学則（平成十八年大分県教育委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

- 第一章～第四章（略）
- 第五章 入学、退学、転学、休学等（第十一条―第十六条）
- 第六章（略）
- 第七章 入学者選抜手数料（第十九条）
- 第八章（略）
- 附則

第一条（略）

（名称及び生徒の定員）

第二条 中学校の名称及び生徒の定員は、次表のとおりとする。

名 称	定 員			計
	第一学年	第二学年	第三学年	
大分県立大分豊府中学校	一一〇人	一一〇人	一一〇人	三六〇人
大分県立学びヶ丘中学校	〃	〃	〃	〃

備考 大分県立学びヶ丘中学校の生徒の定員は、定めのないものとする。

第三条～第十条（略）

第五章 入学、退学、転学、休学等

第十一条（略）

（入学の手続）

現 行

目次

- 第一章～第四章（略）
- 第五章 入学、退学、転学等（第十一条―第十六条）
- 第六章（略）
- 第七章 入学選抜手数料（第十九条）
- 第八章（略）
- 附則

第一条（略）

（名称及び生徒の定員）

第二条 中学校の名称及び生徒の定員は、次表のとおりとする。

名 称	定 員			計
	第一学年	第二学年	第三学年	
大分県立大分豊府中学校	一一〇人	一一〇人	一一〇人	三六〇人

第三条～第十条（略）

第五章 入学、退学、転学等

第十一条（略）

（入学の手続）

第十二条 入学を許可された者の保護者（入学を許可された者が成年者である場合は、その者。以下この条において同じ。）は、所定の期日までに、誓約書（第二号様式又は第二号様式の二）及び住民票記載事項証明書を校長に提出しなければならない。ただし、大分県立学びヶ丘中学校に入学を許可された者の保護者は、住民票記載事項証明書の提出を要しないものとする。

第十三条・第十四条 （略）

（休学）

第十四条の二 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学しようとする大分県立学びヶ丘中学校の生徒（生徒が入学を許可された時に未成年者である場合は、その保護者。第四項及び次条から第十五条までにおいて同じ。）は、休学願（第四号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。

4 校長は、引き続き休学しようとする生徒が第一項に定める手続を行ったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。

5 校長は、必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、休学の期間を通算して二年を超えて延長することができる。

6 校長は、前三項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない生徒については、これを除籍するものとする。

（休学の取消し）

第十四条の三 休学の許可を受けた後三月以内にその事由が消滅したときは、生徒は、休学取消願（第五号様式）に医師の診断

第十二条 入学を許可された者の保護者

は、所定の期日までに、誓約書（第二号様式）及び住民票記載事項証明書を校長に提出しなければならない。

第十三条・第十四条 （略）

（新設）

（新設）

書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、休学を取り消すことができる。

(復学)

第十四条の四 休学中の者で、休学の事由が消滅し、復学をしようとする生徒は、復学願(第六号様式)に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、復学を許可するものとする。

(退学)

第十五条 退学をしようとする生徒は、退学願(第七号様式)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の退学願を受けた場合において、その事由が正当であると認めるときは、退学を許可するものとする。

(出席停止)

第十六条 校長は、生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある場合は、当該生徒に対して出席停止を命ずるものとする。

第十七条～第二十条 (略)

第一号様式・第二号様式 (略)

(新設)

(退学)

第十五条 退学をしようとする生徒の保護者は、退学願(第四号様式)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、退学を許可するものとする。

(出席停止)

第十六条 校長は、生徒が伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある場合は、当該生徒に対して出席停止を命ずるものとする。

第十七条～第二十条 (略)

第一号様式・第二号様式 (略)

第二号様式の二(第十二条関係)

第2号様式の2(第12条関係)

書	約	書	年	月	日
大分県立宇布岐丘中学校長 殿					
生徒 住 氏 所 名 印					
私は、教育方針に従い、諸規則を堅く守るとともに、学業に専心することを誓います。					

注 氏名を記載し、押印することによって、自署することができる。

第三号様式 (略)

(新設)

第三号様式 (略)

第四号様式(第十四条の二関係)

第4号様式(第14条の2関係)

(新設)

休	学	願	年	月	日
大分県立宇佐ヶ丘中学校長 殿					
生徒保護者			氏	氏	名
下記のとおり休学したい(させたい)ので、許可願います。					
記					
期	間	年	月	日	から
争	由	年	月	日	まで

第五号様式(第十四条の三関係)  
第五号様式(第十四条の三関係)

(新設)

休 学 取 消 願		年 月 日
大分県立宇比ヶ丘中学校長 殿		
生徒 保護者	氏 氏	名 名
年 月 日から 年 月 日 まで休学していましたが、下記のとおりその事由が消滅したので、休学の取消しをお願いします。		
記		
期 日	年 月 日	
事 由		

第六号様式(第十四条の四関係)

第8号様式(第14条の4関係)

(新設)

復	学	願	年	月	日
大分県立宇布岐中学校校長 殿					
生徒氏名			保護者氏名		
年 月 日から 年 月 日 まで、下記のとおりに復学したい(させたい)ので、許可願います。					
記					
期	日	年	月	日	
事由					

第七号様式(第十五条関係)

第7号様式(第15条関係)

退学願	年 月 日
大分県立 中学校長 殿	
生徒保護者 氏 氏 名 名	
下記のとおり退学したい(させたい)ので、許可願います。	
記	
期 日	年 月 日
事 由	

第四号様式(第十五条関係)

第4号様式(第15条関係)

退学願	年 月 日
大分県立 中学校長 殿	
生徒保護者 氏 氏 名 名	
下記のとおり退学させたいので、許可願います。	
記	
期 日	年 月 日
事 由	